

# 令和3年第8回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月9日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所3階 議会委員会室

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第66号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について  
議案第68号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について  
議案第69号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について  
議案第70号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
議案第71号 裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農林水産課

主任 山田 竜太郎

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 3 年第 8 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、9 番 一戸委員、10 番 工藤委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、農林水産課の山田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参与 令和3年6月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、櫛引富士太郎推進委員と事務局であっせんにあたりました。

あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。

令和3年6月23日午後2時30分から、白戸裕丈委員、高橋誉一推進委員、福土浩樹推進委員で五所川原地区の登記官照会2件。

令和3年7月5日午前9時30分から、小笠原 進委員、一戸 孝志委員、一戸 敏彦推進委員で五所川原地区の5条転用2件、裁判所現況調査1件の現地調査を行いました。

議長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第65号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。

議案第65号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転11件、無償所有権移転3件です。

2ページをご覧ください。

1番 大字飯詰字狐野、畑1筆、478㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額150,000円の有償移転です。

- 2番 大字中泉字松枝、畑1筆、1,160 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 100,000 円の有償移転です。
- 3番 大字米田字八重田、田2筆、合計9,613 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 1,000,000 円の有償移転です。
- 4番 大字梅田字八橋、畑4筆、合計5,429 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 814,350 円の有償移転です。
- 5番 大字前田野目字長峰、田1筆、畑1筆、合計8,589 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 1,288,350 円の有償移転です。
- 6番 大字前田野目字長峰、田1筆、2,976 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 446,400 円の有償移転です。
- 7番 大字毘沙門字上熊石、畑1筆、2,932 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 600,000 円の有償移転です。
- 8番 金木町嘉瀬萩元、田1筆、1,244 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 150,000 円の有償移転です。
- 9番 金木町沢部、畑1筆、101 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 20,000 円の有償移転です。

- 1 0 番 金木町喜良市坂本、畑 3 筆、合計 4, 6 5 1 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 200, 000 円の有償移転です。
- 1 1 番 金木町蒔田桑元、畑 1 筆、2 8 1 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 200, 000 円の有償移転です。
- 1 2 番 大字川山字森内ほか、畑 1 筆、田 12 筆、合計 43, 490 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 1 3 番 中央、畑 1 筆、6 7 5 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 1 4 番 大字福山字広富ほか、田 3 筆、畑 5 筆、合計 12, 185 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相  
当であると判断されます。

議 長 議案第 6 5 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 ( な し )

議 長 ご質問がないようですので、議案第 6 5 号について原案  
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 ( 異議なしの声あり )

議長　　ご異議がないようですので、議案第65号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第66号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与　　9ページをご覧ください。

議案第66号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件、使用貸借権設定1件です。

10ページをご覧ください。

1番　大字唐笠柳字藤巻、田1筆、1, 137㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は会社駐車場の設置です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約2.1kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域でその規模が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。

申請人は、老人施設及び警備業を営んでおり、現在の駐車スペースは手狭であり、老人施設の従業員等の駐車場を確保するため、希望の土地を探したところ事務所の近接地であり防犯面でも都合が良く、今回の申請に至った。周囲は宅地であり、農地は存在しない。申請地との間は段差がなく整地し敷砂利を敷き土砂の流出の影響はない。雨水は自然浸透させ、土地利用についても計画図より申請地を有効に利用できるものと判断されます。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字藻川字中島、畑 1 筆、280 m<sup>2</sup>

貸し人、借り人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約 7 km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域でその規模が 10ha 未満であるため、第 2 種農地と判断されます。

申請人は、現在、実家に住んでおり近々家族が増えることから現在の家では手狭になるため、今後の事も考え住宅の建築をしようと計画しました。周辺の土地は条件に合う土地が無かったことから、貸し人が休耕畑として管理している実家の隣地である農地の申請に至ったもので、土地利用計画については、計画図より妥当と判断され、西は道路、北側及び南側は宅地、東側の水路との境界には L 型擁壁を施し土砂の流出を防ぐ。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、11・12 ページをご覧ください。

議 長 議案第 66 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 66 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 66 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付



することに決定いたします。

つづきまして、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

13ページをご覧ください。

議案第67号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定11件、所有権移転6件です。

14ページ、番号1番から20ページ11番までの利用権設定11件については皆様のお手元にお配りしてあります農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

21ページ、番号1番から22ページ6番までの所有権移転6件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長

議案第67号についての説明が終わりました。

閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員

(5分間閲覧)

議 長

それでは時間となりましたので、議案第67号について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

18番

はい(挙手)

(小野委員)

議 長 18番 小野委員どうぞ。

18番 (小野委員) 18番小野です。16ページ、7番の氏名が調査書と異なっている。調査書の方が間違っているのではないか。

参 与 調査書が間違っていましたので訂正します。

18番 (小野委員) わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第67号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第67号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第68号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 23ページをご覧ください。

議案第68号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けるため、下記のとおり別段の面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求め

申請件数2件

1 番 農地の所在は金木町神原小泉、地目は畑、所有者、願出人は記載のとおりです。

2 番 農地の所在は金木町芦野、地目は畑、所有者、願出人は記載のとおりです。

「五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、申請書の提出があった、金木地区は、遊休農地が相当程度存在し今後も増加することが予想され、当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下げた場合においても、区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に支障を来たすおそれがなく、新規就農者等の受入れを促進するため、空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を 1 m<sup>2</sup>とし、区域は金木地区と設定したいので、承認を求めるものです。

議 長 議案第 6 8 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 ( な し )

議 長 ご質問がないようですので、議案第 6 8 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 ( 異議なしの声あり )

議 長 ご異議がないようですので、議案第 6 8 号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 6 9 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 2 4 ページをご覧ください。

議案第 6 9 号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標

記照会がありました。件数 2 件。

- 1 番 農地の所在は、大字稲実字開野、畑 1 筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。  
調査の結果、非農地であると判断されます。

- 2 番 農地の所在は、字烏森、田 2 筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。  
調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第 6 9 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 6 9 号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 6 9 号について原案のとおり承認いたします。  
つづきまして、議案第 7 0 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参 与 2 5 ページをご覧ください。  
議案第 7 0 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により五所川原市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。  
農用地区域からの除外 3 件、編入 1 件です。

26 ページをご覧ください。

整理番号令和3年1番変更の区分は除外、変更する農地の所在は金木町芦野、変更面積は4,732㎡、現況、台帳地目は畑です。変更する理由は製材所の原木置場の敷地変更で申し出者は記載のとおりです。

申請地は、金木総合支所から北東へ約2.1kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、規模が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、製材所の原木置場の敷地で、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和3年2番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字太刀打字早蕨、変更面積は363㎡、現況地目は畑、台帳地目は田です。変更する理由は駐車場です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原十川駅から北へ約0.2kmに位置し、都市計画法に規定する用途地域が定められている第1種低層住居専用地域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、駐車場の拡張で、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和3年3番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字米田字八ツ橋、変更面積は6,543㎡、現況地目は田、台帳地目は田です。変更する理由は建売分譲です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から東へ約1.9kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以

上規模の一団の農地であるため、不許可の例外として集落接続（第1種農地）と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、建売分譲で、土地利用計画から普通宅地18区画4, 149㎡、通路1, 858㎡、緑地536㎡であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

以上のことから、農振除外及び農地転用が可能な案件であり、許可相当であると判断されます。

計画変更箇所位置図は、27ページをご覧ください。

整理番号令和3年4番変更の区分は編入、変更する農地の所在は金木町喜良市千苺、変更面積は150.11㎡、現況地目は雑種地、台帳地目は田です。変更する理由は携帯電話無線基地局の撤退による雑種地の整備です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、金木総合支所から南東へ約3kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以上規模の一団の農地に隣接している農地で、編入された場合、第1種農地と判断されます。

編入後問題なく、農地を有効に活用するものと判断されます。

以上のことから、農業振興地域に編入許可相当であると判断されます。

編入箇所の位置図は、28ページをご覧ください。

議長 議案第70号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第70号について原案

のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第70号について原案のとおり決定し、許可相当の意見を付して、市長に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第71号「裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 29ページをご覧ください。

議案第71号「裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」青森地方裁判所裁判官より標記照会がありました。件数1件、農地の所在は、大字梅田字八橋、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。農地の現況は畑です。

調査の結果、自己保全の畑であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第71号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第71号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第71号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案 6 5 号から議案第 7 1 号まで全ての審議が終了いたしました。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局

(報告)

議長

以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後 3 時 3 0 分)



以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

---

(一戸 孝志)

9 番委員

---

(工藤 昇)

10 番委員

---